

大分県立庄内屋内競技場管理運営業務仕様書

1 管理運営の基本方針

大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例に定める「県民の体育及びスポーツの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するための施設」としての役割を十分に発揮できる管理運営を行う。

また、指定管理業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守し、施設の適正な管理運営を行うものとする。

2 施設管理者が行う業務

- (1) 施設・設備の維持管理及び修繕に関する業務
 - ア 電気・設備等の保守管理点検業務
 - イ 清掃業務
 - ウ 施設・設備の修繕
- (2) 利用の受付、案内に関する業務及び利用の許可に関する業務
 - ア 施設・設備の貸出業務
 - イ 物品の貸付業務
 - ウ 案内業務
 - エ 利用料金徴収に関する業務
- (3) 施設の利用促進
 - ア 施設の利用促進のため、関係機関との連絡調整
 - イ 利用者を増加させる方法の検討
- (4) 管理運営に付属する業務
 - ア 事業計画書の作成、提出
 - イ 報告書の作成、提出
- (5) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

3 指定管理者が行う業務のうち特記すべき事項

業務の執行は、指定管理者自らが行うことを原則とするが、鉄砲刀剣類所持等取締法との関係があることから以下のことを明記する。

- (1) 施設全体の管理運営業務
 - ア 鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2第1項並びに指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）第8条の規定に基づく「射撃管理者」及び「射撃従業者」については、従前から定めていた「管理規定」及び「大分県立庄内屋内競技場指定通知書」に基づき「大分県ライフル射撃協会」が推薦する者を「射撃管理者及び射撃従業者」、「日本エアールイフルフィードターゲット射撃九州会」が推薦する者を「射撃従業者」として充てる。
 - イ 業務に従事する者は、当事者としての自覚の下、業務遂行及び利用者への親切な

対応に努め、また、施設の設置目的を理解し、それにふさわしい識見と態度で業務に臨むよう努めるものとする。

ウ 災害時等の大分県教育委員会との連絡等については、防災士の資格を持つ職員を配置した危機管理体制を整備することとする。

(2) 施設・設備の維持管理業務

業 務 名	目 的	内 容
自家用電気工作物保安管理業務	法定点検	制御盤、分電盤配線等点検
消防設備点検業務	法定点検	消火器具、消火栓、自動火災報知設備、誘導灯点検
浄化槽維持管理業務	浄化装置の機能保全及び維持管理	保守点検、投薬、汚泥引抜清掃
清掃業務	施設の清掃	施設の清掃管理